

議案第16号

佐野市水道事業企業職員及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正について

佐野市水道事業企業職員及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和7年2月14日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市水道事業企業職員及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

佐野市水道事業企業職員及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年佐野市条例第217号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条の2第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、同条を第5条の3とし、第5条の次に次の1条を加える。

（地域手当）

第5条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して管理者が定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる管理者が定める地域に在勤する職員についても、同様とする。

第6条の2に次のように加える。

- 2 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給さ

れる職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、単身赴任手当を支給する。

第11条の2第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に改める。

第13条の2中「第44条」を「第26条の8」に改める。

第17条第1項中「及び第5条の2」を削り、同条第2項中「、第5条の2」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第13条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の第5条の規定の適用については、同条第2項中「（5） 重度心身障害者」とあるのは、
「（5） 重度心身障害者
（6） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」
とする。

係と同様の事情にある者を含む。）」

理 由

水道事業企業職員及び下水道事業企業職員の扶養手当等の支給基準を改め、並びに地域手当を支給するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第16号参考資料

佐野市水道事業企業職員及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
(給与の種類) 第2条 (略) 2 (略) 3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第13条の2において同じ。）とする。 (扶養手当) 第5条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他の生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者とする。 <u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u> <u>(2)～(6)</u> (略) (新設) (住居手当) <u>第5条の2</u> 住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。	(給与の種類) 第2条 (略) 2 (略) 3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第13条の2において同じ。）とする。 (扶養手当) 第5条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他の生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者とする。 <u>(1)～(5)</u> (略) <u>(地域手当)</u> <u>第5条の2</u> 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して管理者が定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる管理者が定める地域に在勤する職員についても、同様とする。 (住居手当) <u>第5条の3</u> 住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) (略) (2) 第6条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもの又はこのものの権衡上必要があると認められるもの (単身赴任手当)	(1) (略) (2) 第6条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもの又はこのものの権衡上必要があると認められるもの (単身赴任手当)
第6条の2 (略) (管理職員特別勤務手当)	第6条の2 (略) <u>2 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、単身赴任手当を支給する。</u> (管理職員特別勤務手当)
第11条の2 (略) 2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした第4条に規定する職にある職員に対して支給する。	第11条の2 (略) 2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした第4条に規定する職にある職員に対して支給する。
3 (略) (災害派遣手当) 第13条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等	3 (略) (災害派遣手当) 第13条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等

対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第44条</u>において読み替えて準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員が、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要する場合に支給する。 （定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第17条 第5条及び<u>第5条の2</u>の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には、適用しない。 2 第5条、<u>第5条の2</u>及び第6条の2の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員には、適用しない。	対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第26条の8</u>において読み替えて準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員が、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要する場合に支給する。 （定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第17条 第5条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には、適用しない。 2 第5条及び第6条の2の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員には、適用しない。
--	---